第二百十二条の四第一項中「次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であって、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第四号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも」を「、第一号から第四号の二までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては次項各号に掲げる要件に、第五号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、当該銀行等の特定関係者（第二百十二条の二第七項に規定する特定関係者をいう。第二百三十四条第一項（第三号を除く。）において同じ。）である事業者の事業活動に伴って生ずる損害を**塡**補する保険契約（当該事業者を保険契約者とするものに限る。）

第二百十二条の四第一項第五号中「対象とする」を「**塡**補する」に、「第四号まで」を「前号まで」に、「法人その他の団体若しくは集団（以下この号において「団体等」という。）又はその代表者を保険契約者とし、当該団体等の構成員を被保険者とするものでなく、かつ、団体等の構成員を保険契約者とし、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が保険会社のために保険契約者から保険料の収受を行うことを内容とする契約を伴うものでないもの」を「次に掲げる要件のいずれにも該当しないもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　法人その他の団体若しくは集団（以下この号において「団体等」という。）又はその代表者を保険契約者とし、かつ、当該団体等の構成員を被保険者とするもの

ロ　団体等の構成員を保険契約者とし、かつ、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が少額短期保険業者のために保険契約者から保険料の収受を行うことを内容とする契約を伴うもの

第二百十二条の四第三項第三号中「第一項第六号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、「（当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）」を削り、「講じていること。」の下に「ただし、当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りる。」を加え、同条第四項中「この条において特例地域金融機関」を「前項に規定する特例地域金融機関」に、「当該金融機関の融資先従業員等」を「当該金融機関が事業を行う個人又は法人（当該金融機関が同項第三号本文に規定する措置を講じている場合にあっては、常時使用する従業員の数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。）若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）」に、「第二百十二条第一項第四号若しくは第六号」を「第二百十二条第一項第六号」に、「当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険契約の締結の媒介を行う」を「当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする」に改め、同条第五項中「当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う」を「当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする」に改め、同条第六項中「第四号まで」を「第四号の二まで」に改める。

第二百十二条の五第一項中「次の各号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合であって、次項各号に掲げる要件（第一号から第四号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあっては次項各号に掲げる要件に、第五号から第九号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあっては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ」に、同項第一号中「第三号まで」を「第五号まで」に改め、同項第二号中「第五号まで」を「第五号の四まで」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　削除

第二百十二条の五第一項第五号中「第二百十二条の二第一項第六号及び第七号」を「第二百十二条の二第一項第六号」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項第三号中「（当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）」を削り、「講じていること。」の下に「ただし、当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りる。」を加え、同条第四項中「この条において特例地域金融機関」を「前項に規定する「特例地域金融機関」に、「当該金融機関の融資先従業員等」を「当該金融機関が事業を行う個人又は法人（当該金融機関が同項第三号本文に規定する措置を講じている場合にあっては、常時使用する従業員の数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。）若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）」に、「第二百十二条第一項第六号」を「第二百十二条第一項第四号若しくは第六号」に、「当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険契約の締結の媒介を行う」を「当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする」に改め、同条第五項中「第二百十二条第一項第四号若しくは第六号」を「第二百十二条第一項第六号」に、「当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険契約の締結の媒介を行う」を「当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする」に改める。

第二百三十四条第一項第九号中「第二百十二条第一項第四号から第六号まで、第二百十二条の二第一項第六号から第八号まで又は第二百十二条の四第一項第五号及び第六号」を「第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百十二条の四第一項第五号若しくは第六号」に改め、同項第十号中「に対し資金の貸付け」の下に「（当該顧客又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者又は当該顧客が法人の代表者である場合の当該法人をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の事業に必要な資金の貸付けに限る。第十五号において同じ。）」を加え、「（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者、又は当該顧客が法人の代表者であり、当該資金の貸付けが当該法人の事業に必要な資金の貸付けである場合の当該法人をいう。第十五号において同じ。）」を削り、「者を除く。第十五号において同じ」を「顧客又はその密接関係者を除く」に、「第二百十二条第一項第四号から第六号まで、第二百十二条の二第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百十二条の四第一項第五号若しくは第六号」に、「当該銀行等の役員若しくは使用人」を「当該銀行等の役員又は使用人」に改め、同項第十二号中「（銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項（銀行法施行令の準用）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第一項第一号及び第二号（商工組合中央金庫の特定関係者）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の八各号（組合と特殊の関係のある者）（第三号にあっては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大　蔵　省令第一号）第十条第一項第一号（法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号（農林中央金庫の特定関係者）